

令和元年度 静岡県共同募金会助成要綱

社会福祉法人静岡県共同募金会
〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70
T E L : 054-254-5212
F A X : 054-254-6400

この要綱は、静岡県共同募金会が令和元年度共同募金を原資として、令和2年度実施事業（一部令和元年度実施事業あり）への助成について定める。

I 助成対象団体等

静岡県内において、社会福祉事業、更生保護事業及びその他の社会福祉を目的とする事業を行う次の団体及び施設を対象とする。なお、詳細は各助成事業の取扱要領等による。

- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人
- ・特定非営利活動法人
- ・その他の社会福祉を目的とする非営利団体で各要領に定めるもの
(ボランティアグループ・地区社会福祉協議会・地区民生委員協議会ほか)

< 対象要件 >

- ① 法人格の有無は問わない
- ② 定款もしくは会則を備え、事業報告と決算を公表できるもの
- ③ 事業を計画に従って遂行するに足る能力を有するもの
- ④ 当該団体に不適当と認められる行為がなかったもの
- ⑤ 営利を目的としないもの
- ⑥ 団体の活動開始後1年以上のもの

II 助成対象事業

1. 対象事業

県内における社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を対象とする。

募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業	詳細
一般募金	1. 地域福祉活動支援事業	・市町社会福祉協議会 ・広域(複数市町域)の福祉、更生保護活動団体等	・令和2年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備	取扱要領
	2. 福祉施設機器整備事業	・社会福祉施設 ・更生保護施設 〔認可(指定)施設 認可外施設〕	・令和2年度に施設による福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等 (当年度機器整備)※ ・令和元年度に認可(指定)施設を創設又は増改築する際に係る機器整備 《令和元年度事業までの時限メニュー》	取扱要領
	3. こども食堂誕生日会・授産製品応援事業	・障害者の就労を支援する団体	・令和2年度に就労継続支援事業所等が製造するケーキ・焼き菓子等をこども食堂の誕生日イベントに提供する活動 《令和4年度事業までの時限メニュー》	取扱要領

募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業	詳細
	4. 使途選択募金	・福祉活動、更生保護活動団体等	・令和2年度に福祉課題を解決するための活動	取扱要領
地域歳末たすけあい募金	5. 地域歳末たすけあい事業 (地域福祉活動支援事業)	・市町社会福祉協議会	・令和元年度見舞金贈呈事業 ・令和元年度歳末時期の支援事業	運動要綱
NHK歳末たすけあい	6. NHK歳末たすけあい事業 (地域福祉活動支援事業)	・福祉、更生保護団体 ・福祉施設、更生保護施設 ・社会的養護団体	・令和元年度年末年始支援活動 ・令和元年度年末年始施設利用者支援 ・令和2年度進学等自立支援	助成方針
	7. 災害緊急助成事業	・助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体 ・罹災者（低所得者等）	・災害緊急助成実施要領第1条に規定する地震、火災、風水害等の非常災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1)地震、火災、風水害等の非常災害により被災したものの復旧及び修理に要する経費 (2)災害による罹災者（低所得者等）に対する見舞金 (3)静岡県共同募金会災害支援制度実施要領の対象にならない災害における次の活動経費 ①ボランティア活動に係る経費 ②災害ボランティアセンター、ボランティア団体（以下、「NPO」を含む。）の活動拠点事務所に係る経費 (4)災害ボランティア活動用資機材購入費※ 《令和元年度事業までの時限メニュー》	災害緊急助成実施要領

※の2事業：【70周年記念助成事業】

2 対象外事業

次の各号の一に該当するものは助成対象から除外する。

- (1) 着手又は実施済みのもの
- (2) 社団や組合等における構成員の互助共済を主たる目的とするもの
- (3) 政治、宗教、組合等の運動の関係者に限られているもの
- (4) 経営の基礎、管理等が不十分で地域住民から信頼されていないもの
- (5) 介護保険事業
- (6) 法令に基づいて認可（指定）される条件を備えていながら、あえて認可（指定）を受けていない事業
- (7) 国又は地方公共団体が設置又は経営（委託経営及び指定管理を含む）し、その責任に属するとみなされるもの
- (8) 国又は地方公共団体の補助を受けて実施する事業の自己負担分
- (9) 負債整理のための助成を希望するもの
- (10) 助成申請及び助成金の使途報告に虚偽の記載をしたもの

Ⅲ 助成原則

1. 本会は、申請事業遂行における費用の不足を補うために助成を行う。
2. 申請者が主体性と責任をもって申請事業を実施することを担保するため、その一部に自己負担を必要とする。
 ただし、市町社会福祉協議会の地域福祉活動支援事業、地域歳末たすけあい募金・NHK歳末たすけあい・使途選択募金・災害緊急助成及び災害支援制度実施要領による助成事業及び社会的養護児童への進学等自立支援事業（児童への直接支援分）、こども食堂誕生日会・授産製品応援事業においては自己負担を要しない。
3. 助成を受けた者は、共同募金が静岡県民からの浄財であることから、この助成金で実施した事業については、広く県民にその助成事業による実施効果を周知しなければならない。
4. 本会は、共同募金（一般募金、地域歳末たすけあい募金及びNHK歳末たすけあい）、共同募金以外の寄付金及び中央競馬馬主社会福祉財団助成金を総合調整し助成する。
5. 共同募金を多くの事業者にも利用してもらうために、同一申請事業に対する助成は、最長5年間又は5回を原則とする。ただし、本会が特に認める次の事業は除く。
 - (1)他に類似の事業が少ない救済事業であり、利用者から利用料を徴収しないもので継続的な支援が必要な事業
 - (2)公益性が高く全県又は広域を対象に展開していて、対象者が明確であり継続的な支援が必要な事業
 - (3)NHK歳末たすけあい助成事業
 - (4)市町社会福祉協議会が行う地域福祉活動支援事業
 - (5)使途選択募金

Ⅳ. 申請受付期間、申請窓口

助成区分	受付期間	申請窓口	部数
1. 地域福祉活動支援事業 ①市町社会福祉協議会 ②広域（複数市町域）活動団体	①令和元年5月16日（木）～5月31日（金） ②令和元年4月1日（月）～5月15日（水）	県共同募金会	1部
2. 福祉施設機器整備事業 ①施設による福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等 ②令和元年度に認可（指定）施設を創設又は増改築する際に係る機器整備（当年度機器整備）	令和元年4月1日（月）～5月15日（水）	県共同募金会	1部
3. こども食堂誕生日会・授産製品応援事業	令和元年4月1日（月）～5月15日（水）	県共同募金会	1部
4. 使途選択募金	令和元年4月1日（月）～5月31日（金）	県共同募金会	1部
5. 地域歳末たすけあい事業	令和元年5月16日（木）～5月31日（金）	県共同募金会	1部
6. NHK歳末たすけあい事業 ①年末年始支援活動事業 ②年末年始施設利用者支援 ③進学等自立支援事業	①令和元年9月2日（月）～10月31日（木） ②令和元年12月 ③令和元年4月1日（月）～5月15日（水）	県共同募金会	1部
7. 災害緊急助成事業 ①非常災害、見舞金、災害活動 ②災害ボランティア活動用資機材	①随時 ②令和2年1月6日（月）～1月31日（金）	県共同募金会	1部

V. 助成審査の流れ

1. 申請書の提出

助成を希望する者は、受付期間内に各申請窓口へ、別に定める申請書に添付書類を添え必要部数を提出する。（郵送可）

2. 申請書の確認及び受理

静岡県共同募金会（以下「事務局」という。）は、申請書の提出を受けた時は、内容を確認し、本要綱に照らし対象と判断した場合、受理する。

3. 配分委員会による審議

事務局は、事務的な審査を行い、静岡県共同募金会の配分委員会に提出する。

配分委員会は、事務局から提出された申請内容について、原則として現地調査を行うとともに必要性、実現性、事業の積算根拠、事業実施後の効果などを審議し、助成の可否を承認する。

また、申請者に対し、必要に応じて配分委員会への出席を求め申請内容について説明を求める。

4. 助成の決定

配分委員会が承認した後、静岡県共同募金会理事会の決議により助成を決定する。

VI. 助成金の決定時期、事業の実施期間

助成区分		決定時期	事業の実施期間
1	地域福祉活動支援事業	令和2年3月	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
2	福祉施設機器整備事業 ①施設による福祉サービス、更生保護に必要な機器整備費、建物の補修等	①令和2年3月	① 令和2年4月1日 ～令和3年2月28日
	② 令和元年度に認可（指定）施設を創設又は増改築する際に係る機器整備費（当年度機器整備）	②令和元年7月	②助成決定後～令和2年2月28日
3	こども食堂誕生日会・授産製品応援事業	令和2年3月	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
4	使途選択募金	令和2年4月	助成決定後～令和3年3月31日
5	地域歳末たすけあい事業	令和元年12月	令和元年12月～令和2年1月31日
6	NHK歳末たすけあい事業 ①年末年始支援活動事業	①令和元年12月	①令和元年12月～令和2年1月
	②年末年始施設利用者支援	②令和元年12月	②令和元年12月～令和2年1月
	② 進学等自立支援事業	③令和2年3月	③令和2年4月1日 ～令和3年3月31日
7	災害緊急助成事業 ①非常災害による復旧等、見舞金、災害活動	① 随時	① 随時
	②災害ボランティア活動用資機材	② 令和2年3月	② 助成決定後～令和3年2月28日

VII. 助成金の交付方法

1. 事業費「前払い」

(1) 助成金の支払

申請者からの「交付請求書」の提出を受け、原則として、その全額を前払いで銀行振込により一括交付する。

(2) 助成金の精算

申請者から、事業完了後1か月以内に「実施報告書」と添付書類（領収書の写し又は金融機関の振込控えを含む）の提出を受け、助成額の精算を行う。

2. 機器整備費等「精算払い」

(1) 助成金の支払

申請者から、機器を整備したことが確認できる「使途実施報告書・交付請求書」と添付書類の提出を受け、原則その全額を銀行振込により一括交付する。

なお、必要に応じて事務局が現場確認を実施する。

(2) 助成金の精算

申請者は、業者への支払った領収書の写し又は金融機関振込控えを提出する。

VIII. 助成の変更・取消

助成決定後に、申請者が事業の変更・中止等を行う場合には、速やかに事業計画変更書を事務局に提出し承認を得るものとする。

事業が変更・中止等がなされた場合には、助成金を減額又は取消す。交付済みの場合は返還させるものとする。（変更による減額が1万円未満の場合は返還を要しない。）

なお、助成率を上回る助成は行わない。

IX. 助成の交付条件

1. 共通事項

No.	項 目
1	使途指定以外の経費に使用しない
2	使途指定の内容に反し、又は事業が不振の場合は、助成金の一部又は全額の返還となる
3	助成決定後の経営主体の変更により、本要綱に反する事項が明らかとなった場合は取消しとなる
4	助成決定後の内容や総額の変更は、事前承認を要する
5	助成決定後に総額が減少した場合は、助成率により助成金は減額される
6	実施年度の指定日までに請求し完了する
7	請求がない場合は取り消しになる
8	広報を行う ① 「お知らせ回覧版」作成周知：活動地域（学区・自治会）や活動先に回覧配布し提出 ② 「ありがとうメッセージ」提出：共同募金会ホームページ等公開用 ③ 助成を受けたことを自らの会報誌・ホームページ等への掲載 ④ 自らのホームページ等を有する場合には、共同募金会バナーを掲載
9	適正な経理処理を行う ① 社会福祉法人は、会計基準による ② 社会福祉法人以外は、収入科目「共同募金助成金収入」を設ける ③ 助成金受入金融機関の預金口座の名義は、助成を受けた団体の名称とする（他名義は不可） ④ 助成金監査では、会計帳簿・支払領収書・預金通帳など必要に応じ開示する

2. 助成標示

項 目	事業費の場合	機器整備の場合
①助成機器へ「赤い羽根シール」（正方形）貼付		○
②施設や活動拠点の入口に、「共同募金助成シール」（長方形）又は「赤い羽根プレート」を掲示	可能な場合	○
③施設や活動拠点の入口に、助成歴「共同募金活用一覧」を掲示	可能な場合	○
④上記標示が分かる写真を提出	○	○
⑤事業名に「赤い羽根助成事業」を冠し、開催案内や要綱など、配布資料に明記し、提出	○	

X. 助成機器等の管理

1. 管理期間

助成金により取得した機器等の管理期間は、財務省が定める耐用年数を目安とする。この場合の期間は、助成事業完了の翌年度の期首から起算する。

2. 用途変更及び廃棄

管理期間中の用途変更と廃棄は、本会の許可を要する。なお、管理期間後の廃棄は、本会への届け出で足りる。

3. 転売

助成金により取得した機器等の転売は認めない。

4. 法人又は団体が解散する場合

助成金により取得した機器等は、本会と協議の上、本要綱に該当する類似の活動団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）に寄贈する。

XI. その他の資金

1. 使途指定寄付金の助成（受付随時）

寄付者が使途を指定した寄付金の取扱については、「共同募金以外の寄附金取扱規程」による。

XII. 本助成要綱に定めがないものは、理事会で協議し決定する。

地域福祉活動支援事業取扱要領

【対象事業年度：令和2年度（2020年度）】※一部、令和元年度

（福）静岡県共同募金会

市町社会福祉協議会及び広域で活動する非営利の団体・グループが行う地域福祉活動及び更生保護活動の事業と機器整備に助成する。

1. 対象団体

社会福祉活動及び更生保護活動を行う非営利の団体・グループとする。

- ・社会福祉法人
- ・更生保護法人
- ・特定非営利活動法人
- ・ボランティア団体、グループ（構成員10名以上であること）など

2. 対象事業・助成率

(1) 市町地域を活動対象とする事業

① 市町社会福祉協議会

ア. 事業費（地域歳末たすけあい支援事業を含む。）

（ア）事業

市町社会福祉協議会が、福祉サービスを必要とする地域住民に対し、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者と相協力して、地域福祉活動計画等に位置付けて企画実施する事業に助成する。

（例示事業）【別表1】

（イ）助成率

募金額から算定した助成額の範囲内（自己負担なし）

イ. 機器整備費

（ア）貸出用機器（限度額：50万円）

福祉活動を行う住民や団体に貸出す地域福祉、在宅福祉サービス用の機器

（例示）・車椅子

- ・プロジェクター、スクリーン
- ・レクリエーション用具 など

（イ）在宅支援用車両

【別表4】のとおりとする。（マイクロバスは対象外）

（ウ）助成率

75%以内で限度額まで。（千円未満切捨）

(2) 広域（複数市町域）活動団体の事業

① 対象事業

広域（複数市町域）活動団体が、福祉サービスを必要とする支援対象者（高齢者、障害児者、児童及び課題を抱えている方など）に対して、下記の福祉活動及び更生保護活動を行う事業と機器整備を対象に助成する。

※同一の申請団体からの申請は、支援対象者への直接的な事業以外の場合は、4事業まで助成対象とする。

※助成が継続する事業については、前回助成の事後評価を実施の上、毎年見直しを行う。

ア. 事業費

(ア) 対象事業

(例示)

- ・生活困窮者への支援（生活相談、子ども食堂、外国人児童支援など）
- ・孤立防止の支援（ひきこもりの方と家族等の勉強会、高齢者や障害児者の見守り、子育て中の親の相談、自死遺族の分かち合いなど）
- ・障害児者の地域移行を支援する事業
- ・相談電話事業（いのちの電話、チャイルドラインなど）
- ・難病患者への支援（外出支援など）
- ・犯罪被害者への支援
- ・虐待やいじめなどを受けている人への支援
- ・社会的養護や更生保護を必要とする方の自立支援
- ・児童青少年などのボランティア育成 など

(イ) 対象外事業

【別表 2】のとおり

(ウ) 経 費

【別表 3】のとおり

イ. 機器整備費

上記（2）①の福祉活動及び更生保護に必要な機器

※機器整備によって借家・借地に変更を加える場合には、家主・地主の了承を要する。

ウ. 助成率

90%以内（車両の場合 75%以内）（千円未満切捨）

3. 申請受付期間、決定時期、事業の実施期間

助成メニュー	受付期間		決定時期	事業の実施期間
地域福祉活動支援事業				
・市町社会福祉協議会	令和元年5月16日（木） ～5月31日（金）	審査※	令和 2 年 3 月	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 3 月 31 日 （機器整備） ～令和 3 年 2 月 28 日
・広域（複数市町域）活動	令和元年4月1日（月） ～5月15日（水）			
地域歳末たすけあい事業	令和元年5月16日（木） ～5月31日（金）		令和元年 12 月	令和元年 12 月 ～令和 2 年 1 月 31 日

助成メニュー	令和元年												令和 2 年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
地域福祉活動支援																
・市町社会福祉協議会		受付	←					審査	→					決定	実施	→
・広域（複数市町域）		受付	←					審査	→					決定	実施	→
地域歳末たすけあい事業		受付	←					審査	→					決定	実施	

※ 配分委員による審査を実施する。

4. 申請の窓口と必要部数

- (1) 申請窓口 静岡県共同募金会
- (2) 必要部数 1 部（添付書類も含む）

5. 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

福祉施設機器整備事業取扱要領

【対象事業年度：令和2年度（2020年度）】※一部、令和元年度

（福）静岡県共同募金会

社会福祉法人、更生保護法人、特定非営利活動法人、福祉関係活動団体（構成員10名以上の団体）等が運営する社会福祉施設、更生保護施設の機器整備及び補修等に助成する。

1. 対象施設

区分	対象要件
① 認可（指定）施設 （認可事業、指定事業を行う施設）	当該事業の拠点区分もしくはサービス区分の収支計算書と貸借対照表が確認できて、①～③のいずれかに該当するもの。 ① 当該事業の拠点区分もしくはサービス区分の、前年度の就労支援事業収入を除く事業活動による収入が1億円未満のもの。 ② 当該事業の拠点区分もしくはサービス区分の、前年度の就労支援事業収入を除く事業活動による収入の4/12の金額が、前年度留保金（当期末支払資金残高＋その他積立金）を上回るもの。 ③ 令和元年度又は令和2年度に施設の創設や増改築又は大規模修繕などの施設整備計画があるもの。※
② 認可外施設 （①以外の施設）	認可外の施設であっても、行政に届出を行い、指導監督を受けているもの。 なお、経営する者の居住の部分と同一の建物の場合は、施設が明確に区別できていること。

2. 対象事業

総事業費が15万円以上の事業を対象とする。（消費税を含む）

※認定こども園は、2号児童（3～5歳児）及び3号児童（0～2歳児）が助成対象となるので、対象となる総事業費は、実際の総事業費に園則に定める利用定員に対して2号定員及び3号定員の合計数の割合を乗じた額とする。

※放課後児童クラブは遊具（単価1万円以上）に限り対象とする。

※機器整備によって借家・借地に変更を加える場合には、家主・地主の了承を要する。

(1) 機器整備（令和2年度実施事業）

①機器整備費（設置に係る諸経費と処分費を含む）

- （例示）
- ・就労のための作業用機器
 - ・利用者が使用する机、椅子、遊具
 - ・移送用車両【別表4】のとおり

②建物の補修等

(2) 当年度機器整備（令和元年度実施事業）

令和元年度に認可（指定）施設を創設又は増改築する際に係る機器整備

①機器整備費（設置に係る諸経費と処分費を含む）

【緊急等助成資金により総額30,000,000円の範囲内での助成】

※当メニューは令和元年度実施事業までの時限メニュー

3. 対象外経費

(1)事務機器（パソコン、コピー機、書庫、机、椅子、デジタルカメラ（ムービー）など）

(2)借家の資産価値を高める事業（使用者の責任となる事案は除く）

(3)保育事業の車両

(4)耐用年数が1年以内、もしくは、取得単価が1万円未満のもの。

(5)看板、外壁ディスプレイ

4. 助成率等

区分	助成率	助成額の上限
①認可（指定）施設	75%以内（千円未満切捨）	300 万円
②認可外施設	90%以内（千円未満切捨）	200 万円

※1 法人当りの助成額の上限は 500 万円とする。

5. 申請受付、審査、決定、事業実施の期間

事業	受付期間		決定時期	事業実施期間
機器整備	令和元年 4 月 1 日（月） ～5 月 15 日（水）	審査※	令和 2 年 3 月	令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 3 年 2 月 28 日
当年度 機器整備			令和元年 7 月	助成決定 ～令和 2 年 2 月 28 日

助成メニュー	令和元年												令和 2 年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4			
機器整備	受付	←					審査	→				決定	（実施）	→		
当年度機器整備	受付	←	審査	→	決定	（実施）										

※ 配分委員による審査を実施する。

6. 申請の窓口と必要部数

- (1) 申請窓口 静岡県共同募金会
- (2) 必要部数 1 部（添付書類も含む）

7. 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

**“こども食堂赤い羽根バースデー”
こども食堂誕生日会・授産製品応援事業取扱要領**

【事業実施年度：令和2年度（2020年度）】

（福） 静岡県共同募金会

「就労継続支援事業所等」の製品を、「こども食堂」の誕生日イベントに提供することによって、授産製品の販路拡大と、「こども食堂」を利用するこどもたちが楽しみを分かち合う機会を作ることがを目的とする。（平成30年度から令和4年度実施までの5年間の時限メニュー）

1. 対象団体

障害者の就労を支援する活動を行う下記の団体とする。（地域の活動団体）

- ・ 社会福祉法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 社会福祉を目的とする非営利の団体

2. 対象事業

上記1の団体が、非営利で児童・生徒に食事提供を行う「こども食堂」が開催する誕生日イベントに対して、障害福祉サービスの「就労継続支援事業所等」が製造するケーキ又は焼き菓子等を届ける事業に対し助成する。

〔事業内容〕

(1) 「こども食堂」からの誕生日イベント計画の募集

「こども食堂」が開催する誕生日イベントの計画を募り調整する。

(2) 障害福祉サービスの「就労継続支援事業所等」の調整

「就労支援事業所等」が製造するケーキ又は焼き菓子等の発注と配送手配を調整する。（赤い羽根バースデーメッセージを同梱）

(3) 共同募金運動との連携

「赤い羽根バースデー助成」の対象となった「こども食堂」の開催場所及び「就労支援事業所等」には、共同募金会が指定する標示の掲示と募金箱の設置を行う。

〔条件〕

(1) 「こども食堂」は誕生日イベントを行うこと。

3. 対象経費

上記2の対象事業を行うため、助成枠の範囲内で下記の経費を対象とする。

経費内訳	単価	内容	
ケーキセット 5,000円相当（配送費込） ホールケーキ 又は焼き菓子等	1セット 6,000円	利用者 9名未満	1セット
		利用者 17名未満	2セット
		利用者 17名以上	3セット
連絡調整費		「対象団体」が計画の受け付けと調整を行う費用	

4. 助成基準

- (1) 助成枠 令和2年度事業 600万円
(2) 助成率 100%

5. 申請受付、審査、決定、事業実施の期間

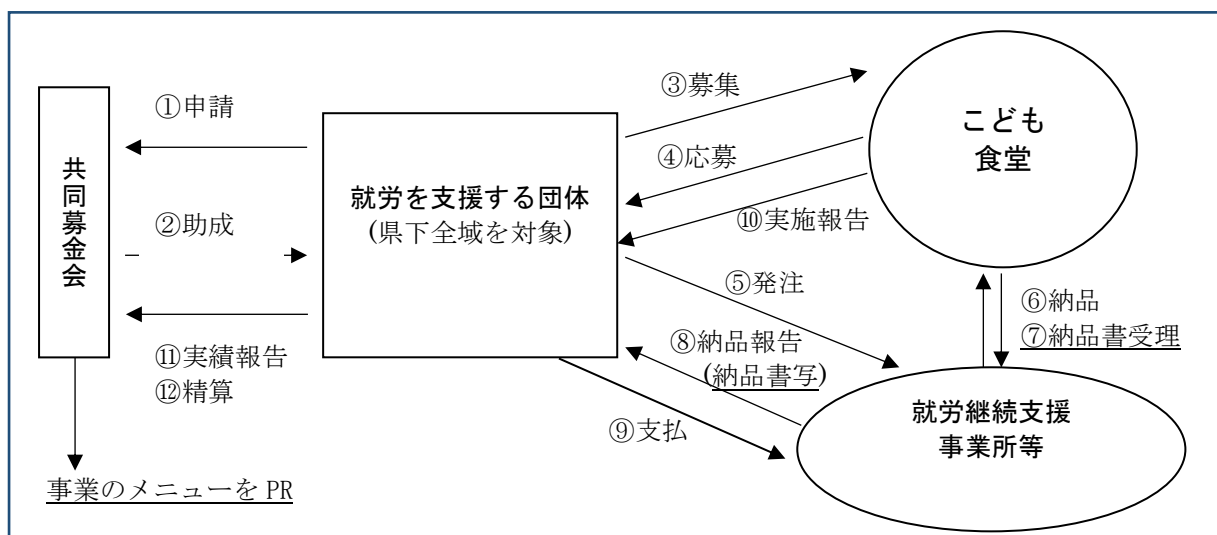
受付期間	審査	決定時期	事業実施期間
令和元年4月1日(月) ～5月15日(水)		令和2年3月	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日

赤い羽根バースデイ	令和元年												令和2年				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5			
2020年度事業	受	付						審	査						決	定	実

6. 申請の窓口と必要部数

- (1) 申請窓口 静岡県共同募金会
(2) 必要部数 1部 (添付書類も含む)

7. 事業の流れ



8. 本事業は、毎年度見直しを行う。

9. 本取扱要領に定めのない事項は、助成要綱によるものとする。

令和元年度使途選択募金取扱要領

【事業実施年度：令和2年度（2020年度）】

（福） 静岡県共同募金会

1. 目 的

静岡県共同募金会（以下、「本会」という）は、使いみちを選べる募金（以下「使途選択募金」という。）を実施する。

使途選択募金は、一定の要件を満たす団体（以下「参加団体」という。）が、福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源確保のために、共同募金運動を通じて自ら寄付を呼び掛けるものであり、寄付者にとっては寄付金の使いみちを選ぶことができる募金である。

2. 参加団体の要件

下記の要件をすべて満たした団体とする。

なお、複数の団体が連名で参加することも可能とする。ただし、助成金の交付先は代表する1団体として、その団体が経理処理すること。

- (1) 静岡県民を対象に静岡県内で活動する非営利の団体（構成員10名以上、法人格の有無は問わない）とする。ただし、市町社会福祉協議会を除く。
- (2) (1)の団体として活動実績が1年以上であること。
- (3) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、予算・決算を公開していること。
- (4) 政治活動、宗教活動を主な目的とした団体でないこと。
- (5) 共同募金運動を通して、当該団体の活動を広く普及できること。

なお、参加団体の決定は、応募のあった団体の運営状況、活動内容、募金活動計画等を勘案し会長が行う。

3. 対象となる活動分野

具体的な福祉課題を解決するために次の活動を対象分野とする。

- (1) 生活困窮者への支援活動（フードバンク、生活相談、子ども食堂、学習支援など）
- (2) 地域から孤立をなくす活動（高齢者や障害児者とその家族、子育て中の親、自死家族など）
- (3) 障害児者の地域移行を支援する活動
- (4) 自殺予防活動（電話相談など）
- (5) 難病患者への支援活動（外出支援事業など）
- (6) 犯罪被害者家族への支援活動
- (7) 薬物依存症患者への支援活動
- (8) 虐待防止活動、及び虐待を受けている人への保護活動
- (9) その他 福祉課題を解決する活動

4. 助成事業年度 令和2年度

5. 対象経費 3の活動を行う経費

6. 募金活動

(1) 募金期間

社会福祉法第112条の規定により厚生労働大臣の指定を受けた期間のうち、令和2年1月1日から令和2年3月31日までとする。

(2) 寄付依頼活動

① 本会

ア. 参加団体以外の関係団体等への啓発活動に努めるとともに、募金活動情報の収集・提供に努める。

イ. 参加団体の情報は本会ホームページで公表し、参加団体のホームページとリンク啓発

に努める。

ウ. 参加団体相互の連携、調整に努める。

②参加団体

ア. 自らが掲げたテーマに対する募金活動を主体的かつ積極的に行う。

イ. 募金活動計画を定め、それに基づき本会から提供する資材（振込用紙付チラシ等）により実施する。

③寄付を依頼する対象

上記②イの募金活動計画による。但し、直接的な依頼を行うものとし、不特定多数へのダイレクトメール等による方法は認めない。

(3)募金に係る事務及び経費

①本会は、振込用紙付チラシ作成（参加団体ごとに A3 判 1,000 枚、A4 判 3,000 枚を上限）、領収書作成・送付、連絡会の開催事務を行う。

②上記①にかかる事務経費のうち、参加団体は、募金実績額の 2% の額を募金実績額から負担する。なお、クレジットカードからの募金は、カード会社への手数料が差引かれる。

7. 助成

(1)本会は、次により参加団体の活動に対し助成を行う。

①上記 3. 活動分野を優先し、令和元年度静岡県共同募金会助成要綱の地域福祉活動支援事業取扱要領を準用する。但し自己負担を要しない。

②助成額は原則として参加団体ごとの募金実績額から 6 (3)②の事務経費負担分を控除した額の範囲内で、当該団体からの申請により配分委員会が承認した額とする。

③助成額と申請額に差が生じたときは、申請の主旨の範囲内で、本会会長の承認を得て申請事業の内容を変更することができる。

④募金期間終了後の寄付金は、使いみちとして選ばれた参加団体ではなく、一般の共同募金への寄付として受け入れ、その助成財源とする。

(2)助成申請

本会が定める申請書に必要事項を記載して、添付資料を添えて令和元年 5 月 31 日(金)までに静岡県共同募金会事務局あて提出する。（郵送可、締切期限厳守）

なお、助成申請をもって、参加団体としての参加申請も兼ねる。

8. 募金活動及び助成活動日程

時 期		活 動
令和元年	5 月 31 日	・ 申請書の提出期限
	6 月下旬	・ 配分委員会による計画の承認
	10 月～12 月	・ 参加団体による共同募金運動の準備 ・ 配分委員会委員による調査
令和 2 年	1 月	・ 参加団体による共同募金運動の開始
	3 月	・ 参加団体による共同募金運動の終了 ・ 配分委員会による助成承認
	4 月	・ 会長専決による助成決定
	5 月	・ 募金実績に基づく申請内容等の見直しと助成計画の変更
	6 月以降	・ 理事会、評議員会で助成報告 ・ テーマに定めた活動分野による活動
随 時		・ 参加団体による意見・情報交換会の開催 ・ 参加団体合同による募金活動

9. その他留意事項

(1)参加団体は、団体の情報（事業報告、会計報告）を寄付者に提供することに努めること。

(2) 令和元年度静岡県共同募金会助成要綱に基づく助成を希望する団体であっても、申請事業の内容等が異なれば、当募金に参加することができる。

別表 1 共同募金による市町社会福祉協議会事業例示一覧

(1) 高齢者

対象者	目的分類	事業分類
・ 高齢者全般 ・ 要介護高齢者 ・ 要支援高齢者 ・ 高齢者世帯 ・ 介護者・家族	日常生活支援	① 金品援助事業（歳末救護含む。）
		② 機器貸出事業
		③ 在宅介護者支援事業
		④ 外出・移動支援
		⑤ 食事・入浴支援
		⑥ 見守り事業
		⑦ 緊急通報システム など
	社会参加・まちづくり支援	① サロン事業
		② 高齢者料理教室
		③ 居場所づくり普及・推進事業
		④ 高齢者スポーツ大会
		⑤ 世代間交流事業 など
	社会福祉施設支援	① 備品購入費 など

(2) 障害児・者

対象者	目的分類	事業分類
・ 障害児者全般 ・ 知的障害児者 ・ 身体障害児者 ・ 精神障害者	日常生活支援	① 食事・入浴支援
		② 外出・移動支援
		③ 車両・機器貸出事業 など
	社会参加・まちづくり支援	① 療育事業
		② 自立・就労支援
		③ 障害者向情報提供
		④ 障害者支援団体助成事業
		⑤ 交流事業
		⑥ おもちゃ図書館事業 など
	社会福祉施設支援	① 備品購入費 など

(3) 児童・青少年

対象者	目的分類	事業分類
・ 乳幼児、児童 ・ 青少年 ・ 一人親家族 ・ 養護児童 ・ 遺児、交通遺児	日常生活支援	① 入学祝金・修学旅行支度金支給事業など
	社会参加・まちづくり支援	① 児童支援団体助成事業
		② 福祉教育実践校助成事業
		③ 子育てサロン事業 など
	社会福祉施設支援	① こどもの遊び場遊具助成事業
		② 放課後児童クラブ など

(4) 課題を抱える人

対象者	目的分類	事業分類
・ 災害等被災者 ・ 低所得者・要保護世帯 ・ 長期療養者 ・ ひきこもり ・ DV被害者 ・ ホームレス ・ 在住外国人 ・ 犯罪被害者 ・ 不登校児 ・ 依存症者 など	日常生活支援	① 金品援助事業（歳末救護含む。）
		② 緊急食糧配布事業
		③ 無料職業紹介事業
		④ 生活困窮者自立支援事業 など
	社会参加・まちづくり支援	① 更生保護団体助成事業
		② 依存症支援団体助成事業
		③ ひきこもり支援事業
		④ 各種相談事業
		⑤ ボランティア養成講座
		⑥ 福祉総合相談事業
		⑦ 福祉団体助成 など

	社会福祉支援施設	① 更生保護施設
	災害対応	① 災害見舞金贈呈事業
		② ボランティア養成講座
		③ 災害ボランティアセンター立上訓練事業
		④ 災害ボランティア養成講座 など

(5) その他

▲の事業は支援対象者への直接支援ではないことから、これら事業の削減に努め、(1)～(4)の直接支援事業に共同募金を活用すること。

対象者分類	目的分類	事業分類
・住民全般など	社会参加・まちづくり支援	▲ 社会福祉大会開催事業
		▲ ふれあい広場・市民交流祭りなど開催事業
		▲ 社協ホームページ運営・管理事業
		▲ 「社協だより」「社協リーフレット」発行事業
		▲ 地域福祉活動情報誌発行事業
		▲ 地域福祉活動計画策定業務委託費
		▲ 地域福祉活動計画の推進
		▲ 地域福祉組織化検討会
		▲ 関係機関連絡会議費 など

別表 2 対象外事業の例示

[・地域福祉活動支援事業（広域（複数市町域）活動団体）]

① 団体の役職員及び構成員等の親睦、慰労
② 個人の資格取得を目的とする事業
③ 機関紙発行事業
④ 大会等の開催及び助成事業
⑤ 交流事業、福祉祭り、サロン活動を伴わない敬老会行事、子供会行事
⑥ 生きがい活動、慰問活動
⑦ 当事者団体以外の普及、宣伝及び連絡事業
⑧ 建物の新築、増改築、補修
⑨ サロン、食事サービス等の事業については月 1 回以上の開催実績がないもの

別表3 経費

〔・地域福祉活動支援事業（広域（複数市町域）活動団体）〕

1. 対象経費

経費区分	経費の種類	対象経費	備 考	対象外
機器整備費	物品購入費	・事業に直接必要な機器整備費	・設置に係る諸経費と処分費を含む（車両は別表4）	
事業費	謝金	・講習会・セミナー等における講師・出演者等への謝金 ・医師、弁護士、通訳者への謝金 上限 50,000 円／日	・講師、出演者等とは、講習会、セミナー等に学識者（これに準ずると認められる者）又は、それを職業とする専門家に依頼した場合が対象	・当該法人の役職員は対象とならない
		・看護師への謝金 上限 12,000 円／日		
		・専門的な業務に従事する者への謝金 上限 9,000 円／日		
	旅費	・講師、出演者 ・医師、弁護士、通訳者、看護師など専門的な業務に従事する者等	・運賃は公共交通機関で算出基礎が証明できるものに限り対象 ・借上げた車両が使用した高速道路料金	・当該法人の役職員は対象とならない
	借上料	・事業のために一時的に借上げるための経費	・一時的な駐車場代も対象	
	会場費	・行事を開催する場合の会場借上げ、会場設営等、会場使用に係る経費	・看板代等は、共同募金助成事業であることが示されているものに限り対象。	
	運送費	・事業に直接必要な発送経費（郵送料を含む）		
	車両費	・事業に直接必要な運搬に係る車両のガソリンの経費		
	製作備品費	・事業に資するために直接必要な教材用具などの製作備品等経費		
	印刷費	・チラシ、パンフレット等を発行する場合で、必要な印刷、製本、デザイン料	・印刷費は、共同募金助成事業であることが示されているものに限り対象。	
	消耗品費	・事業に直接必要な消耗品及び材料経費		
	会議費	・事業に必要な湯茶のための経費		・食事及び宿泊費は対象外
	委託費	・アンケート集計、音声ガイド、手話編集等の外部に委託する経費		・団体内の経費は対象外
	保険料	・事業に係る保険加入経費		・生活困窮者等の費用負担ができない方を除き、参加者が負担すべき保険は対象外
	その他	・本会が特に認めたもの		

2. 対象外経費の例示

・「地域福祉活動支援事業」	
①	人件費
②	経常経費（運営費など団体を維持するための経費）
③	団体の役職員及び構成員等に対する報酬や謝金
④	外部講師以外の、宿泊費、食事代、旅費
⑤	管理運営用事務機器購入費（パソコン、コピー機、書庫、机、椅子、デジタルカメラ、デジタルムービー）
⑥	借家の資産価値を高める事業（使用者の責任となる事案は除く）
⑦	個人支給の物品（ユニホームなど）、消耗品（ヘルメット、食料品など）
⑧	慰問活動に必要な機器
⑨	行政設置の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の建物と一体となる設備
⑩	行政設置の建物（公民館・学校など）を活動拠点としている場合の、施設が本来常設する設備及び備品
⑪	自治会所有の建物を活動拠点としている場合の、設備（テーブル、テント等）及び常設の設備備品（空調設備、テレビ、カラオケ、建物と一体となる放送設備など）

【別表 4】	車両の整備
--------	-------

1. 対象車両

- (1) 新車
- (2) 買い換えの場合は、申請時点で下記のいずれかに該当すること。
 - ① 初度登録から 10 年経過しているもの
 - ② 走行距離が 10 万kmを越えていること

2. 対象経費

- (1) 車両本体と消費税
- (2) 付属品と消費税
- (3) 共同募金標示（赤い羽根）の標示費用と消費税

3. 対象外経費

- (1) 登録諸費用（登録代行料、納車経費）
- (2) 自動車税ほか各種税金
- (3) 保険料
- (4) リサイクル預託金
- (5) サポート費用
- (6) アルミホイール

4. 基準単価

種類	特別装備	概要	排気量クラス (cc)	基準単価 (千円)
移送車 1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれか装備	助手席若しくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660 以下 (軽)	1, 300
			661～1500	1, 500
			1501～2000	2, 100
			2001～3000	2, 800
移送車 2	車いす仕様 (スロープ式)	車両に装備したスロープにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下 (軽)	1, 600
			661～1500	1, 900
			1501～2000	2, 600
			2001～3000	3, 400
移送車 3	車いす仕様 (リフト式)	車両に装備したリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660 以下 (軽)	1, 600
			661～1500	1, 700
			1501～2000	2, 400
			2001～3000	3, 100
その他	軽自動車・ライトバン・マイクロバス・トラック他		660 以下 (軽)	1, 000
			661～1500	1, 200
			1501～2000	1, 800
			2001～3000	2, 500
			3001～4000	3, 000
			4001～	4, 000

5. 助成額の算出

（見積額（2. 対象経費分）と基準単価の低い方の金額）×助成率 75%を限度
ただし、300 万円を上限とする。